

四條畷国保問題～4月6日全戸ビラ配布にのべ 74 人が 参加し寒風の中 2 万 3 千世帯分まききる!!15日「国保相 談会」、19日市交渉に多くのみなさんのご支援を!!

先週6日は小雨やあられまじりの寒い一日でしたが、「国保相談会お知らせビラ」を現地四條畷実行委員会と北河内ブロックのメンバーのべ74人が2万3千世帯分を一日で一気に配布しました。

いま、北河内ブロックの大きな支援が地元のみなさんを大変勇気づけています。連帯と連携の大きなご支援、本当にありがとうございました。

6日夕方には早速、連絡先となっている大阪社保協に「相談会とはどんなことをするのか、どんな人が相談員はどんな人がいるのか」という市民からの問い合わせもありました。

また、配布をした方から「配布した地域に、手書きのポスター『四條畷市の福祉課に殺される。助けてください』がありましたよ。訪問する必要があるんじゃないですか」「文化住宅がかなりありますね。生活が厳しい方も多いのではないのでしょうか」という報告も入っています。

★昨日12日、「質問書」を提出

昨日、四條畷市に19日の交渉にむけた「質問書」を提出してきました。参加は、四條畷実行委員会から阿部議員、岸田議員、宮田さん、枚方社保協・野田事務局長、寺内事務局長。当局は健康福祉部保険年金担当部長、総務部長、総務課長、保険年金課長等5人でした。

★明後日15日は「四條畷市国保相談会」

四條畷市民の実態を掴み、そして具体的な生活相談に乗るための「国保相談会」が15日(日)に迫ってきました。会場はJR四條畷駅近くの大東四條畷保健生協訪問介護ステーション「つくしんぼ」です。

当日はどれだけの相談者があるのかは全くの未知数ですが、ここにも北河内ブロック、そして大生連などから相談員を派遣していただくこととなっています。

★19日の四條畷市交渉にぜひご参加ください!!!

◇日時 4月19日(木)午後2時～4時

◇会場 四條畷市役所内201号室

※事前打ち合わせをしますので、午後1時に会場にお集まりください。

2012年4月12日

四條畷市長 田中 夏木様

四條畷国保問題実行委員会
大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二

四條畷市国保行政に係る質問書

日頃より、市民のいのちとくらしを守り、社会保障拡充に向けご尽力いただいていることに御礼申し上げます。来る4月19日の意見交換及び話し合いでの質問についてあらかじめ以下のように記します。数字・データは具体的にお示しください。なお、日程も迫っていることから、文書での回答は求めません。

1. 市民のくらしを守る体制について

- (1) 負担の重い国保料が市民を苦しめている。市民が払える国保料にするために一般会計からの繰入、基金の活用、国への要望など、国保料軽減の具体的な考えを示すこと。
- (2) 全庁が一体となって市民のくらしの立て直しを第一に考え、連携を図るべきだが、生活困窮者を生活福祉課につなぐなど、庁内での連携は行っているのか。

2. 保険年金課での相談体制と徴収対策課との連携について

- (1) 保険年金課の職員体制について。(正規職員、非正規職員、再任用職員等の人数)
- (2) 国保相談の対応が保険年金課と徴収対策課に窓口が分かれたことにより、滞納世帯への給付(出産一時金、葬祭費等)、高額療養費の申請、保険料の減免、一部負担金減免等の手続きは具体的にどう処理しているか。滞納を理由に、葬祭費の現金給付もしないで保険料滞納にあてる、高額療養費を滞納分に充てるよう求めるなどの実態があるが、法および条例に反するのではないか。
- (3) 保険年金課に、滞納や、減免の相談に来られる市民は、生活そのものに困窮している世帯が多いが、事情を聞く中で必要と判断すれば生活福祉課との連携は行っているのか。また、滞納があるので徴収対策課につないだ場合、保険年金課から徴収対策課へ相談内容を詳しく伝えているか。保健年金課や徴収対策課から生活保護につないだケースがあれば 2011 年度では、何件あるのか。
- (4) 四條畷市では、他の自治体よりも優れた国保料の減免制度が設けられているが、市民への周知の方法はどのようにしているのか。ガイドブックやチラシを作り、保険年金課と徴収対策課で配布しているのか。また、納付書送付時等に同封しているか。していないとすれば今後の対応は。(作成している場合は現物を話し合いの参加者へ配布を)

3. 徴収対策課での滞納処分について

- (1) 徴収対策課の職員体制について。(正規職員、非正規職員、再任用職員等の人数)
- (2) 滞納から差押えまでの連絡通知を滞納世帯に送付しているが、どのような順序で行っているのか。
- (3) 滞納世帯の分納額を増額する時、その世帯の生活状況を丁寧に聞き、生活実態に即した無理のない額を支払うよう、十分に相談しているか。
- (4) 生命保険の解約や保険内容・保険料の変更を要求するのはどのようなケースか。解約や変更を要求する時、その世帯の状況を把握しているのか。また、職業によってはどうしても生命保険が必要と思われる場合があるが、その時はどのような対処をしているのか。
- (5) 2011 年度の財産調査、差押(単独差押と参加差押)および内訳(預貯金、生命保険、不動産、給与、年金等)の件数
- (6) 財産調査の基準はどう設定しているか。財産調査をする場合、本人に同意はとっているのか。また、財産調査によりどのような状況であれば財産があると認定するのか。
- (7) 差押執行の前に世帯の生活状況を聞き取っているのか。たとえば、失業・家族に病人がいる・学齢期の子どもがいるなどを考慮し、差押対象にしない場合はあるか。
- (8) 分納世帯へも差押えは行うのか。その時は本人と話し合いを行っているか。
- (9) 預貯金の差押えの基準額をどう設定しているか。
- (10) 学資保険や教育保険など子どものための保険の差押えを行っているか。

2012 年度自治体キャラバン行動の準備始まる～国保・

健診アンケートは市町村に送付。今年の要望には「地域要求」をプラスするため各社保協での論議を。

大阪社保協では4月に入り、早速「2012年度自治体キャラバン行動」の準備を始めています。

★データに基づく懇談を実施するために～自治体アンケートを開始!!

大阪社保協では自治体キャラバン行動前にアンケートを実施し、データはすべて「キャラバン資料集」に掲載、この資料集に基づいた「事前学習会」をしたうえでキャラバン当日を迎えます。

今週、国保・健診(特定健診とがん検診)アンケートをすでに全市町村に送付しました。来週は、介護保険・生活保護・子ども関係・障害関係アンケートを送付する予定です。いずれも締め切りは5月20日ですが、毎年このテンポでも資料集が出来あがるのはぎりぎり6月半ばです。

★今年自治体キャラバン行動要望には「地域要求」をプラス

2012年度自治体キャラバン行動の要望は、統一要望+地域要求となります。そのためには各地域社保協での議論をしていただかなければなりません。

★6月末(6月25日)スタートのためには5月末に「要望書」送付が必須。地域要求は5月19日「第1回幹事会」までに確定を!!

今年自治体キャラバン行動は6月25日スタートを予定しています。逆算するとその一か月前には「要望書」を各市町村に送付しなければなりません。

5月19日(土)が「大阪社保協第1回幹事会」となりますので、「統一要望」もここで最終確認をします。幹事会までにそれぞれの地域要求を確定していただき、メールで大阪社保協に送ってください。

なお、大阪社保協自治体キャラバン行動とは別個に独自交渉を毎年企画していて、今回は「地域要求」を加えないという地域社保協はぜひお知らせください。

また、自治体キャラバン行動そのものも独自に設定する社保協は必ず事前にお知らせください。

★今年はブロック会議の定例化に力をいれます!!

大阪にはいくつかのブロックがあり、行政当局もブロックごとでの会議を頻繁に行っていることはみなさん御承知の通りです。さらに、大阪府により介護・障害分野の多くの権限が市町村に移譲されました。特に介護・障害事業の許認可・監査・指導においては、豊能広域福祉課(箕面市・池田市・豊能町・能勢町)は昨年10月から、河南広域福祉課(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村)は今年1月からスタートしています。さらに泉州広域福祉課(高石市、岸和田市、貝塚市、和泉市、泉大津市、忠岡町)も動き出しています。

こうした広域行政に対応するためにも、私たち住民運動側もブロックごとの連携を強めたいと考えています。すでに定例化している大阪市内ブロック、北河内ブロックに加え、河南ブロックも昨年末から定例化しています。また、4月中には泉南ブロックも開催する予定です。まだ会議ができていない北摂ブロック、豊能ブロック、泉北ブロックについてもご相談しますのでよろしくお願いいたします。

各ブロックごとの取り組みについて

★大阪市内ブロック会議 次回会議は4月26日(木)18時半～大阪民医連

★北河内ブロック会議 次回会議は5月7日(月)14時～ けいはん医療生協本部

「北河内・介護報酬緊急学習会」5月11日(金)18時半～けいはん医療生協本部

★河南ブロック会議 次回会議は6月8日(金)18時半～松原民商

「河南ブロック・自治体キャラバン行動事前学習会」7月9日(月)18時半～羽曳野市民会館

★泉南ブロック会議 次回会議は4月26日(木)午後6時半～泉南民商

北河内・介護報酬学習会

訪問介護・通所介護の問題点と利用者本位の対応を考える

介護保険第5期がスタートしました。現場では、生活支援サービスの60分から45分への短縮や介護予防生活介護の一方的な短縮などが利用者にも一方的に通告されるなど大混乱が起きています。また、通所介護の報酬大幅切り下げは、事業所の存続をも危うくするほどの打撃です。この北河内学習会では利用者本位のサービスをいかに継続提供していくのか、そしていま何をすべきかを考えます。ぜひご参加ください。

日時 2012年5月11日(金)18時半～

場所 けいはん医療生協本部ホール

門真市上島町38-8 電話072-882-5025



講師 日下部雅喜・大阪社保協介護保険対策委員

参加費・資料代 1000円 定員 100人(事前登録制)

**主催 大阪社会保障推進協議会 TEL06-6354-8662 /
fax06-6357-0846**

社保協・北河内ブロック(門真・守口・寝屋川・枚方・交野・大東・四條畷)

申込 下記申込用紙をfaxしてください。定員になり次第×切ります。お断りする方のみfaxで連絡しますので必ず番号を明記してください。

-
- ふりがな
 - ★名前
 - ★団体名・事業所名
 - ★連絡先 fax 番号
 - ★職種 ケアマネ・サ責・ヘルパー・デイ・その他
 - ★職場所在地
 - 市